

葛飾区特定教育・保育施設

(認可保育所・幼保連携型認定こども園)

指導検査基準(令和8年6月25日適用)

葛飾区 子育て支援部 子育て施設支援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令及び福祉関係通達等以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	関係法令及び関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行うことができる。

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第22号）	区条例
2	「葛飾区子ども・子育て支援法施行細則」（平成27年規則第9号）	区施行細則
3	「葛飾区私立保育所等扶助要綱」（昭和54年葛児児発第117号）	私立保育所等要綱
4	「葛飾区私立幼稚園等扶助要綱」（平成27年27葛子字第1047号）	私立幼稚園等要綱
5	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和8年4月8日こ成保306、8文科初第172号）	留意事項通知
6	「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）	法
7	「子ども・子育て支援法施行規則」（平成26年内閣府令第44号）	支援法施行規則
8	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）	府令
9	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号）	加算通知

目

次

1 一般原則	1
2 利用定員に関する基準	1
3 運営に関する基準	
(1) 内容及び手続きの説明及び同意	2
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	2
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	3
(4) 受給資格等の確認	3
(5) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	3
(6) 心身の状況等の把握	3
(7) 小学校等との連携	3
(8) 特定教育・保育の提供の記録	3
(9) 施設型給付費等の額に係る通知等	5
(10) 特定教育・保育の取扱方針	5
(11) 特定教育・保育に関する評価等	5
(12) 相談及び援助	6
(13) 緊急時等の対応	6
(14) 区への通知	6
(15) 運営規程	6
(16) 勤務体制の確保等	7
(17) 利用定員の遵守	7
(18) 掲示	7
(19) 利用子どもを平等に取り扱う原則	7

(20) 虐待等の禁止	7
(21) 秘密保持等	7
(22) 情報の提供等	8
(23) 利益供与等の禁止	8
(24) 苦情解決	8
(25) 地域との連携等	8
(26) 事故発生の防止及び発生時の対応	9
(27) 会計の区分	9
(28) 記録の整備	9
(29) 電磁的記録等	10
4 施設型給付費に関する基準	
(1) 保育所について	10
(2) 認定こども園について(教育標準時間認定1号)	11
(3) 認定こども園について(保育認定2・3号)	12
5 区扶助費に関する基準	13
6 確認内容の変更	13

項目	基本的な考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
1 一般原則	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	1 良質かつ適切な保育を提供しているか。 2 児童の健やかな成長に適切な環境を等しく確保しているか。	(1) 区条例第2条(府令第3条第1項)	(1) 良質かつ適切な保育が提供されていない。 (2) 児童の成長に適切な保育環境が等しく確保されていない。	C C
	2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	1 子どもの意思及び人格を尊重し、子どもの立場に立った保育を提供しているか。	(1) 区条例第2条(府令第3条第2項)	(1) 子どもの意思及び人格を尊重していない。	C
	3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めているか。	(1) 区条例第2条(府令第3条第3項)	(1) 地域や家庭との連携がなされていない。 (2) 関係機関との連携に努めていない。	C C
	4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 子どもの人権擁護、虐待防止のための体制を整備しているか。 2 従事職員に対し、これに係る研修等の措置を講じているか。	(1) 区条例第2条(府令第3条第4項)	(1) 子どもの人権擁護、虐待防止のための体制を整備していない。(責任者の設置等) (2) 子どもの人権擁護、虐待防止のため、保育従事職員に対する研修等を行っていない。	C B
	2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員を法第27条第1項の確認において定める数を20人以上とする。	1 利用定員を遵守しているか。	(1) 区条例第2条(府令第4条第1項)	(1) 利用定員を遵守していない。	C
2 利用定員に関する基準	2 特定教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	1 子どもの区分ごとの利用定員を遵守しているか。	(1) 区条例第2条(府令第4条第2項)	(1) 子どもの区分ごとの利用定員を遵守していない。	C
	(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(満3歳以上で教育を希望・満3歳以上又は満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等の利用を希望) (2) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分(満3歳以上又は満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等の利用を希望)				

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
3 運営に関する基準 (1) 内容及び手続きの説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（「利用申込者」という。）に対し、府令第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、府令第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育又は保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 重要事項説明書を作成し、利用申込者に交付しているか。 2 利用申込者に運営内容を説明し、同意を得ているか。	(1) 区条例第2条（府令第5条第1項）	(1) 重要事項説明書を作成し、利用申込者に交付していない。 (1) 運営内容について、利用申込者に同意を得ていない。	C B
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定教育・保育施設は、区から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 4 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 5 2の特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 6 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 正当な理由なく区からの委託を拒んでいないか。 1 正当な理由なく利用申込を拒んでいないか。 1 定員を上回る利用申込があった場合、公正な方法により選考しているか。 1 定数を超える場合は、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。 1 選考方法をあらかじめ保護者に明示しているか。 1 利用申込者にサービス提供が困難な場合は他施設の紹介等、適切な措置を講じているか。	(1) 区条例第2条（府令附則第2条第2項） (1) 区条例第2条（府令第6条第1項） (1) 区条例第2条（府令第6条第2項） (1) 区条例第2条（府令第6条第3項） (1) 区条例第2条（府令第6条第4項） (1) 区条例第2条（府令第6条第5項）	(1) 正当な理由なく、区からの委託を拒んでいない。 (1) 正当な理由なく、利用申込を拒んでいる。 (1) 公正な方法による選考が行われていない。 (1) 保育の必要の程度や家族等の状況を勘案し、優先的に利用できるよう選考をしていない。 (1) 選考方法をあらかじめ保護者に明示していない。 (1) 利用申込者にサービス提供が困難な場合に、適切な措置を講じていない。	C C B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。 1 認定こども園は、区が行う利用調整や要請に協力しているか。	(1) 区条例第2条（府令第7条第1項） (1) 区条例第2条（府令第7条第2項）	(1) 区が行うあっせんや要請に協力していない。 (1) 認定こども園は、区が行う利用調整や要請に協力していない。	B B
(4) 受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめなければならない。	1 受給資格等の確認を行っているか。	(1) 区条例第2条（府令第8条）	(1) 支給認定証により、保育必要量等を確かめていない。	B
(5) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1 教育・保育給付認定を受けていない保護者の申請に係る援助を行っているか。 1 教育・保育給付認定の変更申請が有効期間満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助をしているか（緊急等理由がある場合は除く）。	(1) 区条例第2条（府令第9条第1項） (1) 区条例第2条（府令第9条第2項）	(1) 申請に必要な援助を行っていない。 (1) 教育・保育給付認定の変更申請が有効期間満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助をしていない。	B B
(6) 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの置かれている環境や心身の状況、他施設の利用状況の把握等に努めているか。	(1) 区条例第2条（府令第10条）	(1) 子どもの置かれている環境や心身の状況、他施設の利用状況の把握等に努めていない。	B
(7) 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育若しくは保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校若しくは他の特定教育・保育施設等への接続が円滑に行われるよう連携に努めているか。	(1) 区条例第2条（府令第11条）	(1) 小学校へ保育所児童保育要録を送付していない。 (2) 小学校や、継続して利用する他の特定教育・保育施設等との連携に努めていない。	C B
(8) 特定教育・保育の提供の記録	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要事項を記録しなければならない。	1 特定教育・保育を提供した際、提供日、内容その他必要事項を記録しているか。	(1) 区条例第2条（府令第12条）	(1) 提供内容に関する記録が未作成である。 (2) 提供に関する記録が不十分である。（提供日、内容、その他必要事項）	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 特定教育・保育の提供の記録	2 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、区の同意を得て、教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 3 特定教育・保育施設は、2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2)特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3)食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア)法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ)法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア)法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ)法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5)前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 区の同意を得て、費用として見込まれる額と基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを、利用保護者から受けているか。 1 利用保護者から受ける費用は適切であるか。(内容、額)	(1) 区条例第2条(府令第13条第3項) (1) 区条例第2条(府令第13条第4項)	(1) 区の同意を得ずに府令第13条第3項に定める額を利用保護者から受領している。 (2) 費用として見込まれる額と基準額との差額を上回る額の支払いを、利用保護者から受けている。 (1) 利用保護者から(1)から(5)に定められた費用以外の支払を受けている。 (2) 利用保護者から受ける費用の額の算出方法が不適切である。	C C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 特定教育・保育の提供の記録	4 特定教育・保育施設は、費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用の額を支払った利用保護者に対し、当該費用に掛かる領収証を交付しているか。	(1) 区条例第2条(府令第13条第5項)	(1) 領収書を当該費用の額を支払った利用保護者に対し交付していない。	C
				(2) 領収証の内容が不十分である。	B
	5 特定教育・保育施設は、府令第13条第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 利用保護者に対し、費用等の支払いについて書面によって明らかにするとともに、利用保護者に説明し、文書で同意を得ているか。	(1) 区条例第2条(府令第13条第6項)	(1) 金銭の使途及び額並びに金銭の支払いを求める理由が書面で明らかになっていない。	C
				(2) 利用保護者に対して説明を行っていない。	C
(9) 施設型給付費等の額に係る通知等	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	1 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合に、利用保護者に額を通知しているか。	(1) 区条例第2条(府令第14条第1項)	(1) 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合に、利用保護者に施設型給付費の額を通知していない。	C
		2 特定教育・保育施設は、府令第13条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 特定教育・保育提供証明書を交付しているか。	(1) 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の支払を受けた場合に、提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を交付していない。	C
(10) 特定教育・保育の取扱方針	1 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	1 教育・保育の提供を各要領等に基づき適切に行っているか。	(1) 区条例第2条(府令第15条第1項)	(1) 教育・保育の提供が各要領に基づいていない。	C
				(2) 教育・保育の提供が一部各要領に基づいていない。	B
	(1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 上記以外の認定こども園 幼稚園教育要領・保育所保育指針 (3) 保育所 保育所保育指針	1 幼保連携型以外の認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。	(1) 区条例第2条(府令第15条第2項)	(1) 幼保連携型以外の認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえていない。	B
(11) 特定教育・保育に関する評価等	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 提供する保育の質の自己評価を行い改善しているか。	(1) 区条例第2条(府令第16条第1項)	(1) 保育の自己評価を行っていない。または、その改善を図っていない。	C
		2 定期的に支給認定保護者や外部の評価を受けているか。	(1) 区条例第2条(府令第16条第2項)	(1) 定期的に教育・保育給付認定保護者や外部の評価を受けていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	2 外部評価の結果を公表し、改善に努めているか。		(2) 外部評価の結果を公表し、改善に努めていない。	C
				(3) 外部評価の取組が不十分である。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(12) 相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 子どもの環境等の的確な把握に努めているか。 2 利用保護者からの相談に応じ、必要な助言・援助を行っているか。	(1) 区条例第2条(府令第17条)	(1) 子どもや保護者に対し、相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行っている。	B
(13) 緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 子どもの体調が急変した時等に、速やかに保護者又は医療機関に連絡しているか。	(1) 区条例第2条(府令第18条)	(1) 子どもの事故防止に配慮していない。 (2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。 (3) 事故等が発生した場合に適切に対応していない。 (4) 事故等が発生した場合の対応が不十分である。	C B C B
(14) 区への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該委託費の支払に係る区に通知しなければならない。	1 利用保護者が不正な行為によって委託費の支払い対象となる特定教育・保育の提供を受け又は受けようとした時は、意見を付して区に通知しているか。	(1) 区条例第2条(府令第19条)	(1) 利用保護者の不正な受給を区に通知していない。	C
(15) 運営規程	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(「運営規程」)を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 府令第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(府令第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。) (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 運営規程を定めているか。 2 定められた重要事項は規定されているか。	(1) 区条例第2条(府令第20条)	(1) 運営規程を定めていない。 (1) 規定すべき重要事項が不足している。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(16) 勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。	(1) 区条例第2条(府令第21条第1項)	(1) 職員の勤務体制を定めていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	1 利用子どもに直接影響を及ぼさない業務を除き、保育施設職員が保育を提供しているか。	(1) 区条例第2条(府令第21条第2項)	(1) 当該保育施設の職員が保育を提供していない。	C
	3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 区条例第2条(府令第21条第3項)	(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。	C B
(17) 利用定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて保育していないか。	(1) 区条例第2条(府令第22条)	(1) やむを得ない事情(保育需要の増大、災害・虐待への対応等)はないが、利用定員を超えて保育している。	C
(18) 掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 また、ホームページに掲載するなど、公衆の閲覧に供しなければならない。	1 運営規定の概要の、職員勤務体制、利用者負担等を施設の見やすい場所に掲示しているか。 2 園のホームページなどで公衆の閲覧に供されているか。	(1) 区条例第2条(府令第23条)	(1) 利用申込者の施設等選択に資すると認められる重要事項等を、施設の見やすい場所に掲示していない。 (2) 掲示内容が不十分である。 (1) 公衆の閲覧に供されていない。	C B B
(19) 利用子どもを平等に取り扱う原則	特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、信条、社会的身分等により、差別的取扱いをしていないか。	(1) 区条例第2条(府令第24条)	(1) 国籍、信条、社会的身分等により差別的な取扱いをしている。	C
(20) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区条例第2条(府令第25条)	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(21) 秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 職員及び管理者が、正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らしていないか。	(1) 区条例第2条(府令第27条第1項)	(1) 職員及び管理者が、正当な理由がなく、教育・保育給付認定子ども又はその家族の業務上知り得た情報を漏らしている。	C
	2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 元職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第2条(府令第27条第2項)	(1) 元職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 小学校等へ支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ているか。	(1) 区条例第2条(府令第27条第3項)	(1) 小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書による同意を保護者から得ていない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(22) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 区条例第2条(府令第28条第1項)	(1) 施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。	B
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	2 虚偽や誇大な広告をおこなっていないか。	(1) 区条例第2条(府令第28条第2項)	(1) 広告(情報提供)に虚偽なものや誇大なものがある。	C
(23) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 小学校就学前子ども又はその家族に施設を紹介することの対償として、他の施設等に金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 区条例第2条(府令第29条第1項)	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に施設を紹介することの対償として、他の施設等に金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 小学校就学前子ども又はその家族に他の施設を紹介することの対償として、他の施設等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 区条例第2条(府令第29条第2項)	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に他の施設を紹介することの対償として、他の施設等から金品その他の財産上の利益を収受している。	C
(24) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情受付窓口を設置する等の必要な置を講じているか。	(1) 区条例第2条(府令第30条第1項)	(1) 苦情受付窓口を設置する等により、適切に対応していない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1 苦情内容を記録しているか。	(1) 区条例第2条(府令第30条第2項)	(1) 苦情内容を記録していない。 (2) 苦情内容等の記録が不十分である。	C B
	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1 区に協力しているか。	(1) 区条例第2条(府令第30条第3項)	(1) 区が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 区が行う指導検査等に協力しているか。 2 区から受けた指導又は助言に従って、適切な改善を行っているか。	(1) 区条例第2条(府令第30条第4項)	(1) 指導検査等に協力していない。 (1) 区から受けた指導等にもとづく、適切な改善を行っていない。 (2) 区から受けた指導等にもとづく、改善を図っているが不十分である。	C C B
	5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容等を区に報告しなければならない。	1 区からの求めがあった場合に、前項の改善内容を区に報告しているか。	(1) 区条例第2条(府令第30条第5項)	(1) 区からの求めがあった場合に、区に改善内容を報告していない。	C
(25) 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1) 区条例第2条(府令第31条)	(1) 地域との交流、連携に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(26) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。	1 事故発生又は再発防止のための措置を講じているか。	(1) 区条例第2条(府令第32条第1項)	(1) 事故発生又は再発防止のための指針及び体制を整備していない。	C
	(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	・ 事故発生の防止のための指針整備		(2) 事故発生又は再発防止のための指針及び体制の整備が不十分である。	B
	(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	・ 事故発生又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析による改善策を従業者に周知徹底する体制の整備			
	(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	・ 事故発生の防止のための委員会及び従業者研修の定期的な実施			
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 区及び家族等に速やかに事故報告を行っているか。	(1) 区条例第2条(府令第32条第2項)	(1) 区及び家族等に速やかに事故報告を行っていない。	C
	3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	1 事故の状況及び処置について記録しているか。	(1) 区条例第2条(府令第32条第3項)	(1) 記録を作成していない。	C
				(2) 記録が不十分である。	B
	4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故発生時は、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 区条例第2条(府令第32条第4項)	(1) 賠償すべき事故が発生したが、損害賠償を速やかに行っていない。	C
		2 事故発生時は、損害賠償を速やかに行うよう、保険加入等の措置を行っているか。		(2) 賠償すべき事故が発生したが、損害賠償の措置が不十分である。	B
				(1) 事故発生時に損害賠償を速やかに行えるよう、保険加入等の措置を講じていない。	C
				(2) 事故発生時に損害賠償を速やかに行えるよう、保険加入等の措置が不十分である。	B
(27) 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 教育・保育の事業とその他の事業の会計を区分しているか。	(1) 区条例第2条(府令第33条)	(1) 教育・保育の事業とその他の事業の会計の区分をしていない。	C
(28) 記録の整備	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 区条例第2条(府令第34条第1項)	(1) 諸記録が整備、保管されていない。	C
				(2) 諸記録の整備、保管が不十分である。	B
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 諸記録が5年間保存されているか。	(1) 区条例第2条(府令第34条第2項)	(1) 諸記録が5年間保存されていない。	C
	(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 特定教育・保育に係る必要な事項(提供日、内容等)の記録 (3) 教育・保育給付認定子どもの保護者が、給付を不正受給したことを区に通知した記録 (4) 苦情の記録 (5) 事故の記録	諸記録 (1) 全体的な計画、指導計画 (2) 保育日誌、児童票、保育要録、健康の記録 (3) 区へ通知した記録 (4) 苦情の記録 (5) 事故の記録		(2) 保存が不十分である。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(29) 電磁的記録等	1 特定教育・保育施設は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、区条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 特定教育・保育施設は区条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて区条例第2条(府令第53条第4項)で定めるところにより利用申込者の承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法 3 2の承諾を得た特定教育・保育施設は、利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、1に規定する記載事項の提供方法を電磁的方法によってしてはならない。ただし当該利用申込者が再び2の規定による承諾をした場合はこの限りでない。 ※1～3は区条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。(区条例第2条(府令第62条第6項))	1 電磁的方法及び内容について、文書又は電磁的方法で同意を得ているか。 1 文書にて書面等の交付及び説明を行っているか。	(1) 区条例第2条(府令第62条第1項) (1) 区条例第2条(府令第62条第2項～第4項) (1) 区条例第2条(府令第62条第5項)	(1) 電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (1) 電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったにも関わらず重要事項を電磁的方法により提供している。	C C
4 施設型給付費に関する基準 (1) 保育所について	施設型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。 (1) 地域区分等 (2) 基本部分 (3) 基本加算部分(1～10) 1 処遇改善等加算 2 3歳児配置改善加算 3 4歳以上児配置改善加算 4 1歳児配置改善加算 ※4歳以上児配置改善加算においては、チーム保育加配加算を受けている場合は、対象外 5 休日保育加算 6 夜間保育加算 7 減価償却費加算 8 賃借料加算 9 チーム保育推進加算 10 副食費徴収免除加算 (4) 加減調整部分(1～5) 1 分園の場合 2 施設長を配置していない場合 3 土曜日に閉所する場合 4 安全計画の策定等をしていない場合 5 経営情報等の報告を行っていない場合	1 基本的単価に含まれる職員構成は充足しているか。 1 対象とする加算について、要件を満たしているか。 1 減算要件にあてはまらないか。	(1) 留意事項通知別紙2 I (1) 留意事項通知別紙2 II (1) 留意事項通知別紙2 III (1) 留意事項通知別紙2 IV	(1) 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。 (1) 対象とする加算について、要件を満たしていない。 (1) 減算要件に合致するが、減算を適用していない。	C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 保育所について	(5) 乗除調整部分(1) 1 定員を恒常的に超過する場合	1 除算要件にあてはまらないか。	(1) 留意事項通知別紙2V	(1) 除算要件に合致するが、除算を適用していない。	C
	(6) 特定加算部分(1～4、7～11) 1 主任保育士専任加算 2 療育支援加算 3 事務職員雇上費加算 4 冷暖房費加算 7 高齢者等活躍促進加算 8 施設機能強化推進費加算 9 小学校接続加算 10 栄養管理加算 11 第三者評価受審加算	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙2VI	(1) 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
(2) 認定こども園について (教育標準時間認定1号)	施設型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。 (1) 地域区分等				
	(2) 基本部分	1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。	(1) 留意事項通知別紙3Ⅱ	(1) 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。	C
	(3) 基本加算部分(1～12) 1 処遇改善等加算 2 副園長・教頭配置加算 3 学級編制調整加配加算 4 3歳児配置改善加算 5 4歳以上児配置改善加算 ※4歳以上児配置改善加算においては、チーム保育加配加算を受けている場合は、対象外 6 満3歳児対応加配加算 7 講師配置加算 8 チーム保育加配加算 9 通園送迎加算 10 給食実施加算 11 外部監査費加算 12 副食費徴収免除加算	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙3Ⅲ	(1) 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
	(4) 加減調整部分(1～5) 1 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みをしていない場合 2 年齢別配置基準を下回る場合 3 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 4 安全計画の策定等をしていない場合 5 経営情報等の報告を行っていない場合	1 減算要件にあてはまらないか。	(1) 留意事項通知別紙3Ⅳ	(1) 減算要件に合致するが、減算を適用していない。	C
	(5) 乗除調整部分(1) 1 定員を恒常的に超過する場合	1 除算要件にあてはまらないか。	(1) 留意事項通知別紙3V	(1) 除算要件に合致するが、除算を適用していない。	C
	(6) 特定加算部分(1～6、9～11) 1 療育支援加算 2 事務職員配置加算 3 指導充実加配加算 4 事務負担対応加配加算 5 冷暖房費加算 6 施設関係者評価加算 9 施設機能強化推進費加算 10 小学校接続加算 11 第三者評価受審加算	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙3VI	(1) 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 認定こども園について (保育認定2・3号)	施設型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。 (1) 地域区分等 (2) 基本部分 (3) 基本加算部分(1～11) 1 処遇改善等加算 2 3歳児配置改善加算 3 4歳以上児配置改善加算 4 1歳児配置改善加算 ※4歳以上児配置改善加算においては、チーム保育加配加算を受けている場合は、対象外 5 休日保育加算 6 夜間保育加算 7 チーム保育加配加算 8 減価償却費加算 9 賃借料加算 10 外部監査費加算 11 副食費徴収免除加算 (4) 加減調整部分(1～8) 1 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合 2 分園の場合 3 土曜日に閉所する場合 4 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みをしていない場合 5 年齢別配置基準を下回る場合 6 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 7 安全計画の策定等をしていない場合 8 経営情報等の報告を行っていない場合 (5) 乗除調整部分(1) 1 定員を恒常的に超過する場合 (6) 特定加算部分(1～3、6～10) 1 療育支援加算 2 冷暖房費加算 3 施設関係者評価加算 6 高齢者等活躍促進加算 7 施設機能強化推進費加算 8 小学校接続加算 9 栄養管理加算 10 第三者評価受審加算	1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。 1 対象とする加算について、要件を満たしているか。 1 減算要件にあてはまらないか。 1 除算要件にあてはまらないか。 1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙4Ⅱ (1) 留意事項通知別紙4Ⅲ (1) 留意事項通知別紙4Ⅳ (1) 留意事項通知別紙4Ⅴ (1) 留意事項通知別紙4Ⅵ	(1) 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。 (1) 対象とする加算について、要件を満たしていない。 (1) 減算要件に合致するが、減算を適用していない。 (1) 除算要件に合致するが、除算を適用していない。 (1) 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C C C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 区扶助費に関する基準	扶助費の支給を受ける場合、偽りその他不正な手段により扶助費の支給を受けたり、対象事業以外の用途に使用してはならない。 それらの事実が見受けられた場合、区は扶助費の支給の取消しを行い、設置者に対し返還を求める。 ※ 区から扶助費を受給するにあたっては、葛飾区が定める各扶助要綱に定める各事業の要件を満たす必要がある。	1 偽りその他不正な手段により扶助費の支給を受けたり、対象事業以外の用途に使用していないか。	(1) 私立保育所扶助要綱 (1) 私立幼稚園扶助要綱	(1) 扶助費の支給を不適正な手段を使って受けている。 (2) 扶助費を対象事業以外の用途で使用している。	C C
6 確認内容の変更	1 法第32条第1項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、施設所在地の区長に提出しなければならない。 (1) 施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 (2) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (4) 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数 (5) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (6) 利用定員を増加しようとする理由 2 特定教育・保育施設の設置者は、支援法施行規則第29条第1号(教育・保育施設の種類を除く。)、第2号、第4号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第6号、第8号、第9号、第14号及び第16号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する区長に届け出なければならない。 3 法第35条第2項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。 (1) 利用定員を減少しようとする年月日 (2) 利用定員を減少する理由 (3) 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 (4) 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員	1 確認内容を変更するときは、区に変更届を提出しているか。	(1) 法第35条、区施行細則第19条、第20条、第21条 (2) 支援法施行規則第31条、第33条第1項、第34条	(1) 確認内容を変更したが、区に変更届を提出していない。	C